

自転車保管庫機械警備業務委託仕様書

明石市（以下「委託者」という。）が委託する自転車保管庫警備業務（以下「委託業務」という。）の仕様は次のとおりとする。

1 委託業務の目的

委託業務受託者（以下「受託者」という。）は、委託者が管理する警備対象物件の火災、盗難、破壊、不法侵入及び加害行為等の異常事態に対し、事態の拡大防止に当たるほか、その物件の安全を確保することを目的として実施するものとする。

2 警備対象物件

下記、(1)、(2)、(3)を警備対象物件とする。

但し、年度において警備対象物件数に変更があった場合は、変更後の警備対象物件のみを警備対象とし、警備状況に合わせて契約内容を変更する。

(1) 谷八木自転車保管庫（明石市大久保町谷八木571）

面積 1,568.93㎡ 収容可能台数 約1,000台

(2) 土山自転車保管庫（明石市二見町西二見1992-40）

面積 881.49㎡ 収容可能台数 約500台

(3) 朝霧自転車保管庫（明石市大蔵八幡町104-10）

面積 1,395.90㎡ 収容可能台数 約700台

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

本委託業務は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、履行上問題がなく委託者、受託者双方に異存がなければ令和12年3月31日まで延長するものとする。ただし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本委託業務にかかる歳出予算が減額または削除された場合は、この契約を変更または解除することがあります。

4 警備方法

管理棟に関しては、窓・扉等外部からの侵入の恐れのある場所及び内部の監視の為に機械警備システム（容易に複製できない機器を使用すること）を取り付け、警備を行う。

管理棟を除く施設内に関しては、フェンス内周囲に赤外線システム等を取り付け、警備を行う。

5 権限の付与

委託者は、受託者に対して、警備業務遂行のために必要な権限を付与するものとする。

6 警備計画

受託者が警備を実施するにあたり、設備を設置する時には、あらかじめ委託者と協議するものとし、完了後、設置場所を示した図面、及び取扱書の他、委託者が指示する書類等を委託者に提出し、了承を得なければならない。

7 警備時間

機械警備を開始した時から委託者が解除する時まで。

8 警備内容

(1) 機械機構

①警報装置

警備対象物件で発生した異常事態を受託者の事務所へ即刻自動的に通報する機能を有すること。

②受託者による監視

受託者は、警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、明石市内に事務所を有し、常に機動隊との連絡を保持し、警備対象物件の異常に備える。

③機動隊

常に受託者の事務所と連絡を保持し、警備対象物件の異常に備える。

(2) 警備開始時における取扱い

①委託者における取扱い

委託者の最終退出者は、防火、防犯、その他の事故防止上必要な処置をした後、退出口を施錠し、外部に設置したキーボックスで「警備開始」の状態にする。

②受託者の取扱い

委託者のキーボックスの操作により自動的に表示される「警備開始」の信号を確認した後、警備を開始する。

(3) 警備終了時における取扱い

①委託者における取扱い

委託者の最初の出勤者は、当該施設に入る前に外部に設置したキーボックスで「警備解除」の状態にする。

②受託者における取扱い

委託者の最初の出勤者が行ったキーボックスの操作により自動的に表示される「警備解除」の信号を確認し、警備を終了する。

9 異常事態発生時における受託者の処置

(1) 警報受信装置により、委託者の警備対象物件に異常事態が発生したことを確認したときは、受託者は機動隊を速やかに急行させる。

(2) 警備対象物件に到着した機動隊は、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止に当たる。

(3) あらかじめ届け出ている委託者の緊急連絡者及びその他関係機関へ連絡する。

10 警備報告書等の提出

(1) 受託者は、警備実施中に発報その他異常が発生した時には、事故報告書を委託者へ提出すること。

(2) 受託者は、毎月の初めに前月の警備業務の実施結果について委託者に月次報告書を提出し、その確認を受けなければならない。

11 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、相互に預託するものとする。

(1) 警備対象物件の鍵を委託者から受託者へ預託し、キーボックス用の鍵を受託者から委託者へ預託する。

(2) 預託された鍵は、双方がそれぞれで厳重な取扱いと保管を行うものとする。

12 警備設備等の取り付け及び撤去の経費

警備を実施するために設置する警備設備及びこれに付帯する一切の機器の取り付け及び撤去そ

の他の経費は、受託者の負担とする。

13 警備設備の保守点検

受託者は、設置した警備設備について、随時保守点検を行うものとし、点検の都度、その状況を委託者に報告するものとする。

14 通報回線

委託者の警備対象物件から受託者の事務所へ即時自動的に通報する機能は、専用電話回線を利用し、これに係る費用は受託者の負担とする。

15 機械警備ができない事態が生じた場合

受託者は、自らの事情により、機械警備が執行できない事態が生じたときは、速やかに本仕様書に規定する水準の警備体制を他の方法により実施するとともに、警備体制の復旧に努めること。

16 委託料の支払い

委託料の支払いは、受託者の請求により支払うものとする。支払回数は四半期ごととする。

17 再委託の禁止

受託者は、第三者に委託業務の一部又は全部を委託し、若しくは請け負わせ、又は、この契約に基づいて生ずる権利、義務を譲渡してはならない。

18 環境に対する配慮

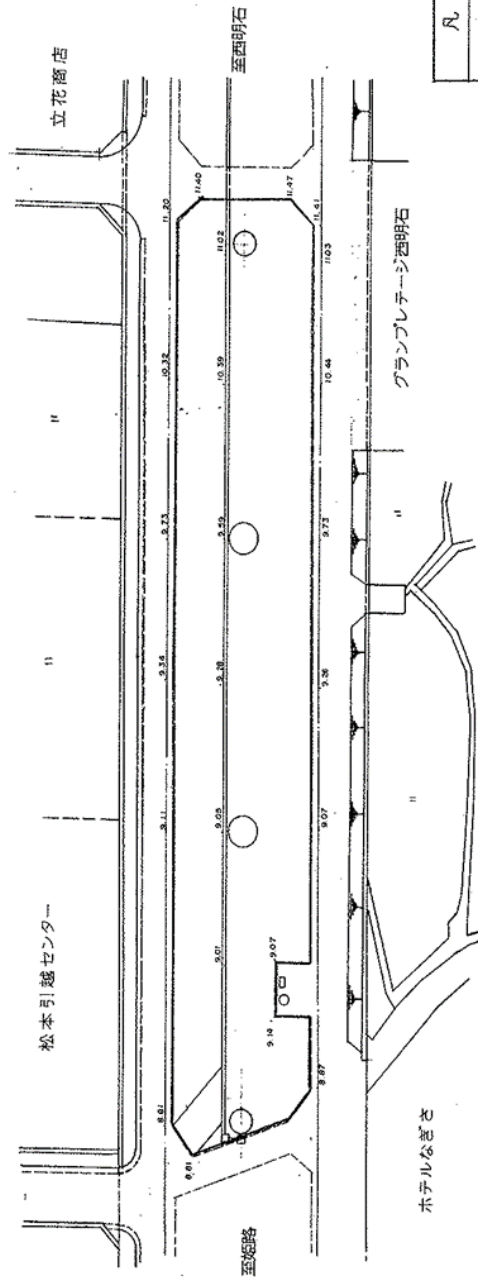
受託者は、委託者の進める環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図らなければならない。

19 その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者双方において協議の上、決定するものとする。



谷八木自転車保管庫



凡	例
種別	名称
工事箇所	

平成 7 年度 事業	
自転車保管庫設置工事	
明石市大久保町谷八木地内	
平面図	2
縮尺 1/500	全 11
明石市土木部交通安全課	

位置図



土山自転車保管庫

占用物件の構造図

H4-09-5

20.78

19.64

19.74

19.58

19.44

19.30

19.11

19.24

19.30

19.38

19.44

19.58

19.64

19.74

19.84

19.94

20.04

20.14

20.24

20.34

20.44

20.54

20.64

20.74

20.84

20.94

21.04

21.14

21.24

21.34

21.44

21.54

21.64

21.74

21.84

21.94

東洋機械金属(株)

舗装 $A = 892 m^2$

88

県道二見港土山線

工場

照明柱 $N=7$ 基

管理ハウス $N=1$ 基

7.2 x 11.6 m

H4-09-5

20.78

19.64

19.74

19.58

19.44

19.30

19.11

19.24

19.30

19.38

19.44

19.58

19.64

19.74

19.84

19.94

20.04

20.14

20.24

20.34

20.44

20.54

20.64

20.74

20.84

20.94

21.04

21.14

21.24

古坂鉄工所

H4-09-5

20.78

19.64

19.74

19.58

19.44

19.30

19.11

19.24

19.30

19.38

19.44

19.58

19.64

19.74

19.84

19.94

20.04

20.14

20.24

20.34

20.44

20.54

20.64

20.74

20.84

20.94

21.04

21.14

21.24

21.34

21.44

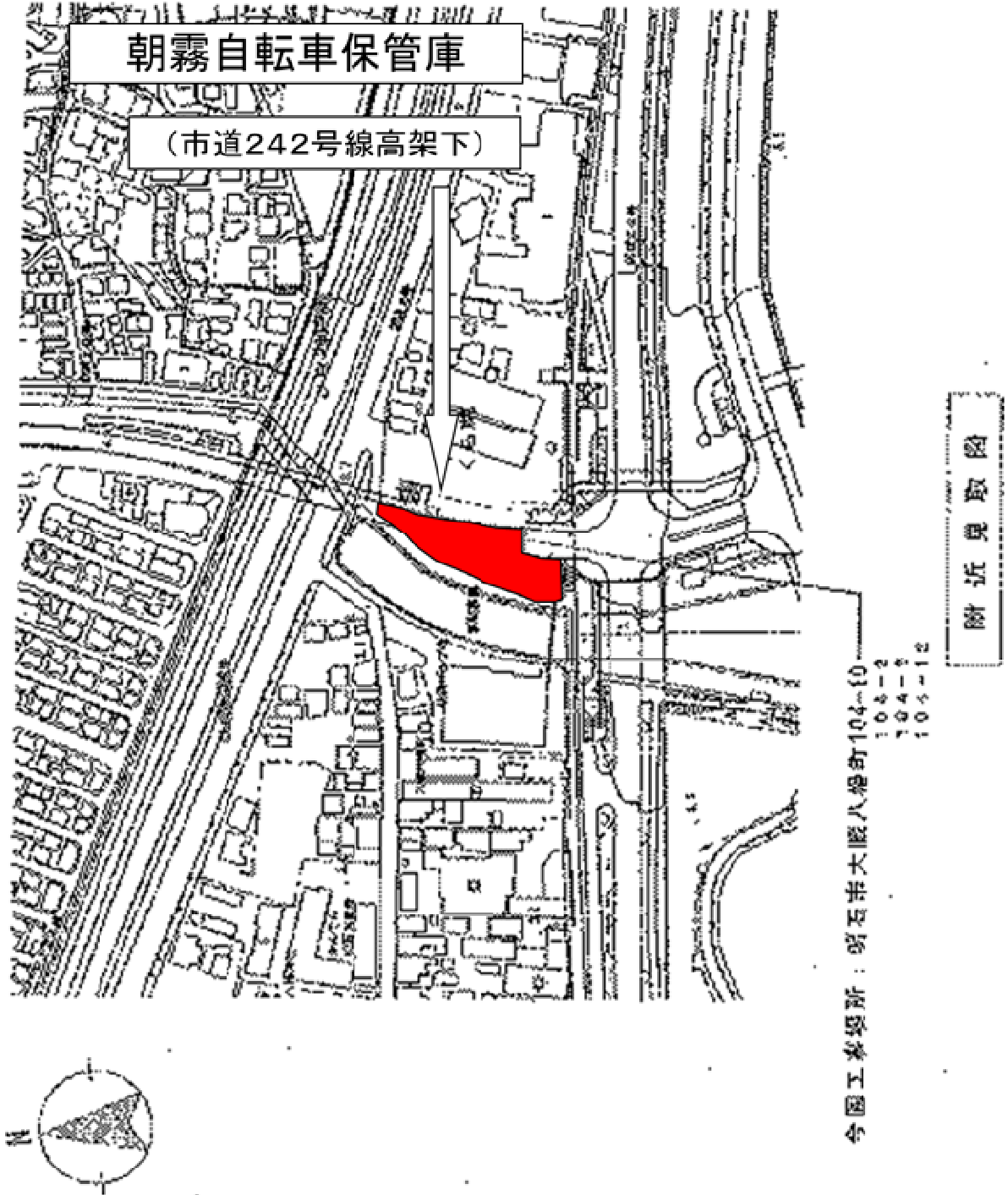
21.54

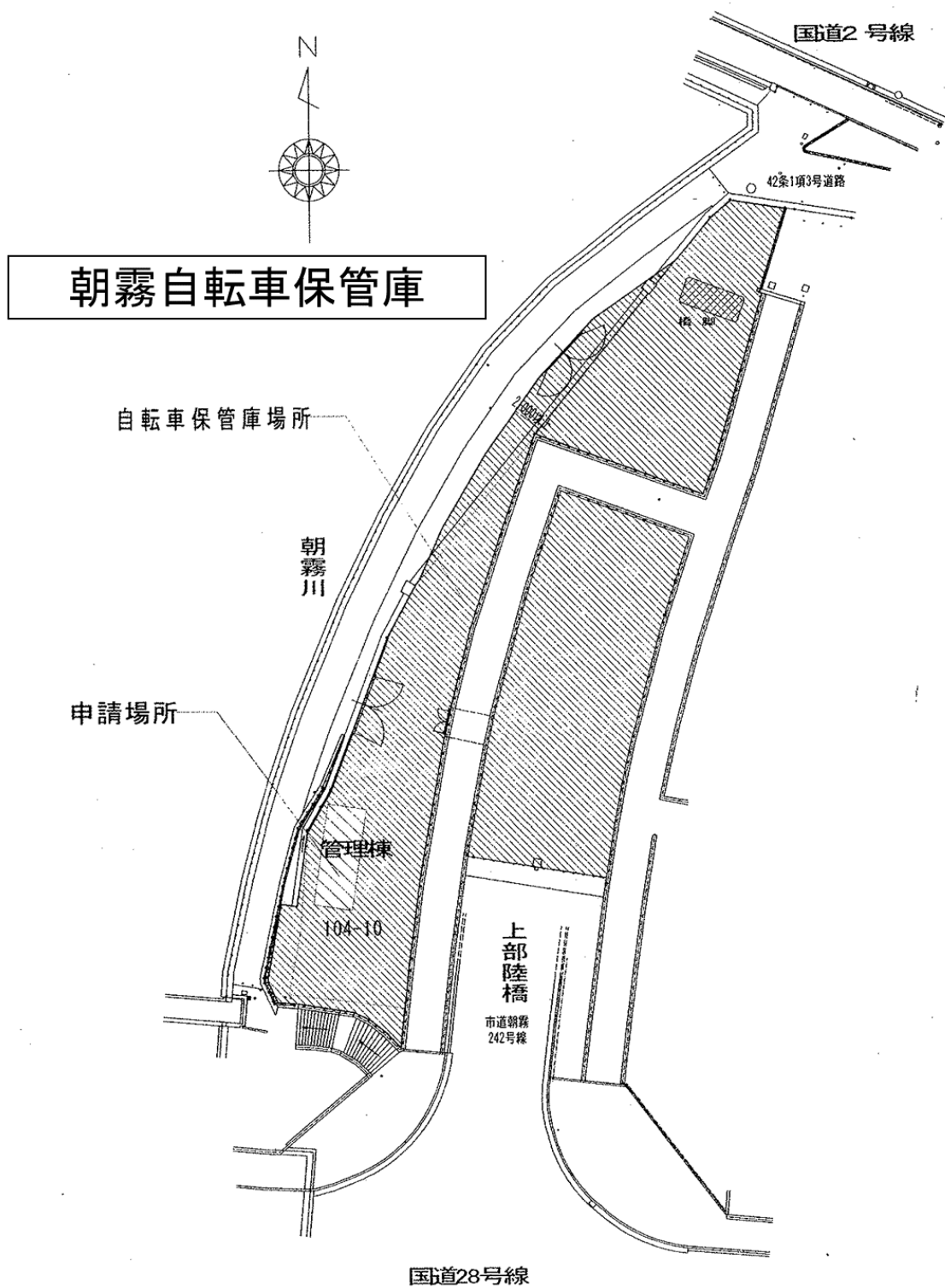
21.64

21.74

21.84

21.94





附近見取細部図